

# 履歴証明サービスのご案内

令和7年4月改訂

## 目次

1.	履歴証明サービスの概要	2
2.	ご利用に際しての注意点	7
3.	ご利用までの手順	9
4.	参考資料 履歴証明サービス利用規約	10

# 1. 履歴証明サービス（有料）の概要

履歴証明サービスとは

優良産廃処理業者認定制度の認定取得・更新に向けて、処理業者の皆様が「事業の透明性」に係る基準に基づく公表事項の登録・公開を行うことができるウェブサイト「さんぱいくん」を提供しています。

履歴証明サービスは、「さんぱいくん」を利用して公表された情報について、過去の公表内容や更新履歴を閲覧・印刷することができます。自治体に申請する「事業の透明性」に係る基準を満たすことを証明する資料を自ら作成することができます。



履歴証明サービスによって、次のようなことを行うことができます。

## (1) 過去の時点における情報をいつでも再現表示できる

- 過去に情報更新を行った日付ごと・公表項目ごとに、その更新内容を確認することができます、自社の公表情報を適切に管理することができます。

## (2) 過去の情報公表の履歴を証明できる

- 情報公表の「更新状況一覧」、「更新した時点におけるウェブサイト上の当該ページ部分」を印刷できるため、「事業の透明性」に係る基準を満たすことを証明するための資料（＝履歴証明書）を、産業廃棄物処理業者自らが簡単に作成することができます。

※上記の他、本サービス利用者の編集画面では、前日の登録情報との差をリアルタイムで確認できます。

- 履歴証明書の更新状況一覧では翌日に反映（○印を表示）され、リアルタイムで確認できません。
- 前日の登録情報との違い（差）がある状態で保存すれば、編集画面右端に「あり」と表示されます。
- 「あり」をクリックすると、「前日までに入力した情報」が別画面で表示され、見比べて確認できます。

# 【参考】履歴証明書の例① ～ 更新状況一覧

➤ 「更新状況一覧」は、情報更新を行った日付ごとに、どの公表項目を更新したのかがひと目で分かる一覧表です。

産廃情報ネット

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名: サンプルデータ (実在しない)

固有番号: 999999

すべての公表事項を公開した年月日: 年 月 日

公表情報URL: [http://sanpaibun.net/sanpainet.or.jp/roho/index\\_0.php?code=999999](http://sanpaibun.net/sanpainet.or.jp/roho/index_0.php?code=999999)

公益財団法人産業廃棄物処理事業協会財団

更新作業を行った日付が記載されます。

※すべての公開事項を公開した年月日を手書きで記入してください。

No	項目名称	更新の範囲	更新状況																
			2021年04月04日	2021年04月04日	2021年04月11日	2021年04月14日	2021年04月19日	2021年04月22日	2021年04月25日	2021年04月26日	2021年05月02日	2021年05月11日	2021年05月13日	2021年05月25日	2021年05月30日	2021年06月01日	2021年06月03日	2021年06月05日	2021年06月09日
<b>会社情報</b>																			
11	住所 (法人の場合は事務所・事業所の所在地)	変更の範囲	○																
21	代表者氏名 (法人の場合)	年に1回以上	○																
31	役員等の氏名、就任年月日 (法人の場合)	年に1回以上	○																
41	設立年月日 (法人の場合)	—	○																
51	親本家・共済金の額 (法人の場合)	変更の範囲	○																
61	事業の内容	変更の範囲	○																
<b>許可の内容</b>																			
71	事業計画の概要	変更の範囲	○																
81	業務取扱の写し	変更の範囲	○																
<b>施設および処理の状況 (収集運搬業者)</b>																			
91	運搬施設の種類の、数量、低公害車の導入状況 (文字表記)	年に1回以上	○	○															
101	運搬施設の種類の、数量、低公害車の導入状況 (画像添付)	年に1回以上	-	-															
111	精留保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上数量 (文字表記)	変更の範囲	○																
121	精留保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上数量 (画像添付)	変更の範囲	-	-															
131	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量 (文字表記)	年に1回以上	○																
141	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量 (画像添付)	年に1回以上	○																
<b>施設および処理の状況 (処分業者)</b>																			
151	処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類の、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要 (文字表記)	変更の範囲	○																
<b>料金</b>																			
311	料金の提示方法	変更の範囲	○																
321	料金表、料金算定式 (文字表記)	変更の範囲	○																
331	料金表、料金算定式 (画像添付)	変更の範囲	○																
<b>社内組織体制</b>																			
341	社内組織図	変更の範囲	-	-															
351	人員配置	年に1回以上	-	-															
<b>事業等の公開</b>																			
361	事業場の公開の有無、精度	変更の範囲	○																
<b>自由記載 (任意)</b>																			
371	その他特記事項	-	-	-															
381	自社ホームページURL	-	-	-															

※1 更新状況一覧内の記号について (○) : 情報更新あり、空白 : 変更なし、「-」 : 未入力) , ※2 H26.8.22~27の間の情報更新は、H26.8.28に情報更新されたものとして一括表示  
 ※3 2)代表者氏名 (法人の場合) の更新は、3)役員等の氏名、就任年月日 (法人の場合) に同情報を含むため、役員等の氏名等を1年に1回以上更新すれば足りる、 ※4 H27.11.16~19は、システム停止により情報更新不能  
 ※5 「財務諸表」の基準の求める更新頻度は、H30年2月に改訂。 印刷日: 2024(令和6)年02月16日

情報の登録 (入力) 項目が記載されます。 情報更新によって差異が発生した項目・日付に「○」が記載されます。 4

## 【参考】履歴証明書の例② ～ 特定の情報更新日の全公表内容

- 「特定の情報更新日の全公表内容」は、情報更新を行った日付における、すべての公表情報を確認・印刷することができます。

### 産廃情報ネット

更新日  
情報更新日： 2011(平成23)年04月04日

#### ■ 優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名 サンプルデータ (実在しない)

固有番号： 999999

備考： 全ての項目を出力

No.	項目名称	内容
<b>会社情報</b>		
1)	住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	〒101-0044東京都千代田〇〇町0-0-0
2)	代表者氏名（法人の場合）	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXX
4)	設立年月日（法人の場合）	平成△年△△月△△日
5)	資本金・出資金の額（法人の場合）	平成20年03月 資本金：1000万円 平成21年12月 資本金：3000万円
6)	事業の内容	平成 △年△△月 東京都千代田区にサンプル株式会社を設立 平成 △年△△月 〇〇県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得 平成 △年△△月 〇〇県の産業廃棄物処分量の許可を取得 平成△△年△△月 ISO14001認証を取得
		設備の概要：トラックスケール1基、積替重機2台、クレーン1基、洗車設備、消火設備、作業棟、駐車場 環境保全対策： ・ 屋内での積替え実施による臭気、騒音、粉じん等の防止 ・ 排水溝（底辺は鉄筋コンクリート構造）の設置により地下水汚染防止 ・ 堀（高さ1.8m）の設置による周辺への廃棄物の飛散防止
12)	積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（画像添付）	
13)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（文字表記）	次の詳細をご覧ください。
14)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（画像添付）	別紙参照
<b>施設および処理の状況（処分業者）</b>		
15)	処理施設の設置場所、設置年月日	施設の種類：焼却炉

印刷日： 2024(令和6)年02月16日

更新作業を行った日付が記載されます。

貴社の名称、固有番号が記載されます。

更新作業を行った日付における情報が、項目ごとに記載されます。

※画像添付の項目は、その画像の内容が表示されます。

※前回の更新日における情報と比較し差異（変更・更新）がある項目には、色が付いています。

印刷した日付が記載されます。

### 【参考】履歴証明書の例③ ～ 前回更新日からの更新ありの項目の内容

- 「前回更新日からの更新ありの項目の内容」は、前回の更新日における情報と比較し差異（変更・更新）がある項目についての情報を確認・印刷することができます。

産廃情報ネット

更新No: 2  
情報更新日 2011(平成23)年04月04日

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名 サンプルデータ (実在しない)  
固有番号: 999999  
備考: 前回更新分(更新No1)からの変更項目のみ

No	項目名称	内容
会社情報		
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	XX XX XX XX XX XX XX XX XX
施設および処理の状況（収集運搬業者）		
9)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（文字表記）	車両形式：清掃ダンプ車 4台 運搬品目：○○○ 最大積載量：8m3 最大積載可能寸法（投入口寸法）：1.6m×0.9m 環境保全対策：高性能電磁バルブと油圧ポンプを採用し積込作業の騒音低減 最大積載量：8m3 10...

印刷日： 2024(令和6)年02月16日

更新作業を行った日付が記載されます。

貴社の名称、固有番号が記載されます。

前回の更新日における情報と比較し差異（変更・更新）がある項目について、情報の内容が記載されます。

印刷した日付が記載されます。



## 2. ご利用に際しての注意点

履歴証明サービスのご利用に際しては、次の点にご注意ください。

**履歴証明書は、優良認定制度の認定を受けられることを証明するものではありません。**

- 履歴証明サービスによって作成する「履歴証明書」は、過去の情報公表・更新の履歴等を記載し、それを証明するものであり、優良認定制度の認定基準に適合すること(※)を証明するものではありません。

※優良認定の判断は都道府県等が行います。

**履歴証明サービスが証明する対象は、「さんぱいくん」上に入力した情報のすべてではありません。**

- 履歴証明サービス、及び、「履歴証明書」が証明する対象の情報は、**「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した情報のみ**です。
- 自社で作成したホームページの情報や、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」以外の場所に入力した情報は、**履歴証明サービスの対象外**です。
- 履歴証明サービスへの申し込み（記録保存料のお支払い）の完了よりも以前の情報は、**記録保存の対象外**です。当面は履歴証明書の作成・印刷の予定がなくても、「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」を開始した時点での申し込みをお勧めします。
- 優良認定制度の「事業の透明性」に係る基準に関する自社情報を、自社ホームページなどの「さんぱいくん」以外の場所で公表している場合は、「事業の透明性」に係る基準を満たすことを証明するための資料は、自社にて作成しなければなりません。

## 履歴証明サービスのご利用に際しては、利用料を申し受けます（有料のサービスです）。

- 履歴証明サービスのご利用に際しては、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した現在・過去の情報を保存しておくため、**「記録保存料」として、年間3万円（税込み）**のご負担をお願いしています。
- 1年ごとに更新手続きをお願いしています。（自動的には更新手続きは行われません）
- 利用料のお支払い方法の詳細は、履歴証明サービスの利用方法の「1. ご利用申込方法」をご覧ください。

## 履歴証明サービスの有効期間は1年間です。

- 履歴証明サービスのご利用申込・更新について、有効期間は1年間です。
- 1年ごとに更新手続きをお願いしています。**（自動的には更新手続きは行われません）**
- 更新手続きは、すべて「さんぱいくん」画面上から行うことができます。
- 有効期限の到来・有効期限切れとなった際には、メールでのご連絡や「さんぱいくん」画面上にてその旨が表示されます。
- 有効期限の到来をお知らせするメールは、①有効期限の2か月前、②有効期限の1週間前、③有効期限切れの1週間後、④有効期限切れの1か月後の4回送信されます。
- 履歴証明サービスのご利用更新の詳細は、履歴証明サービスの利用方法の「3. ご利用延長（継続利用） 手続方法」をご覧ください。



## 3. ご利用までの手順

履歴証明サービスのご利用までは、以下のような手順が必要です。

### (1) 「さんぱいくん」にユーザー登録を行う（無料）

- 以下のURLにアクセスし、画面表示に従ってユーザー登録を行ってください。（ユーザーID・パスワードが発行されます）  
→ <https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/login.php?Param1=1>
- ユーザー登録方法の詳細は、さんぱいくん登録方法の「(ア) ①さんぱいくん ユーザーID登録方法」をご覧ください。

### (2) 「さんぱいくん」を利用して情報公表を行う（無料）

- (1) で発行された「さんぱいくん」ユーザーのID・パスワードを使って、「さんぱいくん」上に自社の情報を入力（登録）します。
- 自社情報の入力方法の詳細は、さんぱいくん登録方法の「(イ) さんぱいくん 事業所・営業所情報・許可情報等の登録」をご覧ください。

### (3) 履歴証明サービスの利用を申し込む（有料）

- (1) で登録した「さんぱいくん」ユーザーのID・パスワードを使って、「さんぱいくん」上から、履歴証明サービスの利用を申し込みます。
- 利用料金（年間3万円、税込）をお支払いが確認されると、サービスのご利用が可能となります。（お支払い手続きを行ってから5～7営業日後を目処にご利用が可能となります。）
- 申し込み方法の詳細は、履歴証明サービスの利用方法の「1. ご利用申込方法」をご覧ください。

### (4) 必要に応じて履歴証明書を印刷する（履歴証明サービスをご利用の場合）

- 履歴証明書の印刷方法は、履歴証明サービス利用方法の「2. 履歴証明書の印刷方法」をご覧ください。

## 4. 参考資料 履歴証明サービス利用規約

### (定義)

第1条 この利用規約において、利用者とは、第2条に定める手続きを行い、当証明サービスを受ける権利を得た産業廃棄物処理業者をいう。

2 この利用規約において、財団とは、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団をいう。

### (利用者)

第2条 第3条のサービスは、履歴証明サービス利用者（以下「利用者」という。）となっている者が受けられることとする。

2 利用者となるためには、次の各号の条件を全て満たすこととする。

1. 廃棄物の処理および清掃に関する法律第14条の許可を受けた産業廃棄物処理業者であること
2. 財団が運営する産廃情報ネットにID登録をしていること
3. 「さんぱいくん」を利用して情報公表を行っていること
4. 第5条に定める記録保存料を納めていること

### (サービスの内容)

第3条 利用者は、次の各号の機能をオンラインにて利用することができるものとする。

1. 情報公表履歴を参照する機能

利用者が利用期間中に「さんぱいくん」を利用して公表した情報について、その公表履歴（データ登録した日付、修正した日付、公表した日付、削除した日付等）および、その期間中で利用者が必要とする時期の公表内容をインターネットウェブサイトにて再現表示する機能

2. 履歴証明書を印刷する機能

前号の表示内容を証明する文書を印刷する機能

### (利用者資格の喪失)

第4条 利用者は次の場合に利用者資格を失うものとする。

1. 利用者がオンラインで利用者中止手続きを行った時
2. 記録保存料を納付期限までに支払わない時

2 利用者資格を喪失した場合、記録保存料の返戻は一切行わないこととする。

## (記録保存料)

第5条 記録保存料は別表に定めるとおりとする。

2 記録保存料は、ウェブ画面に表示される決済手段（三井住友カード株式会社の収納代行又はウェブマネー）を利用し財団に払い込むものとする。財団に払い込まれた記録保存料および証明書発行手数料の返戻は一切行わないものとする。

3 財団は、相当の予告期間の後に記録保存料を改訂することができるものとする。

## (財団における秘密情報の取り扱い)

第6条 財団は、履歴証明サービスのために、利用者の情報公表履歴に関するデータを保持するものとする。

2 利用者が、利用期間中に「さんぱいくん」を利用して公表したデータは、自動的に履歴証明システムに保管されることとする。

3 履歴証明システムに保管された利用者の情報公表履歴に関するデータは、利用者が利用資格を失うことにより、履歴証明システムから削除されることとする。

4 財団は、利用者の求めによる場合を除き、利用者の情報公表履歴に関するデータを開示してはならない。

5 財団は、利用担当者の個人情報の漏洩等の防止に努めるものとする。

6 裁判所の発行する令状もしくは法令の定めにより必要となった場合には、財団は利用者の求めがなくとも官憲に対して所定の情報を開示することができるものとする。

7 利用資格の履歴に関する情報および証明書発行履歴に関する情報については、決済等に必要な期間だけ保存し、その後は順次削除し、システム中にデータを残さないものとする。

## (利用者におけるID及びパスワードの管理)

第7条 履歴証明サービスを受けるにあたり、利用者はシステムにアクセスするためのIDおよびパスワードを適切に管理する責任を負うものとする。

2 利用者におけるIDおよびパスワードの不適切な管理に起因して生じた問題については、財団は一切の責任を負わないものとする。

## 別表

年間記録保存料（消費税10%込）	¥30,000（うち消費税額2,727円）
------------------	-----------------------

WMI 産業廃棄物処理事業協賛財団

さんばいくん | さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー

サンプルデータ (実在しない) | ログイン

3名のユーザーが同時に「お気に入り登録」しています。

処理業者  
データ登録・変更メニュー

■ 優良産業処理業者認定制度に関する情報の公表 (無料)

情報を公表する (登録・編集) | 情報の新規登録や公表・編集をします

情報登録方法・よくある質問 等

■ 会社情報・許可情報等の登録 (無料)

■ 履歴証明書印刷/発行申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 履歴証明書利用者情報の確認や修正をします

履歴証明書を印刷する | 情報の公表の履歴を証する履歴証明書について、自社での印刷/発行をします (利用者登録制)

**履歴証明サービス利用規約**

■ 【適合証明サービス】基準適合確認・通知の利用申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 「優良産業処理業者認定制度に係る公表事項」の入力内容に対して、入力箇所・更新時期等に関するシステムチェック。更新が行われた最新の基準適合性確認・確認結果のメール通知により、内容・更新頻度が基準に適合した状態を保つことができます

■ 【適合証明サービス】適合証明書発行申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 「優良産業処理業者認定制度に係る公表事項」の入力内容・更新頻度が基準に適合することを証する機関である「適合証明書」(自治体への提出書類として利用可能)を発行します (【適合証明サービス】基準適合確認・通知)の利用が前提です

適合証明サービスの概要  
(関連情報) 優良産業処理業者認定制度のページ

「履歴証明サービス利用規約」の全文は、「処理業者 データ登録・変更メニュー」の画面（「さんばいくん」へのログイン直後の画面）の最下部にある、「履歴証明サービス利用規約」のリンクをクリックすることでもご確認いただけます。

**本サービスに関するご質問等は、以下までお問合せください。**

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
産廃情報ネット運営事務局

電話                   : 03-4355-0160  
                          (平日10:00~12:00 / 13:00~17:00)

メール                 : [kaiji@sanpainet.or.jp](mailto:kaiji@sanpainet.or.jp)